

大市会第2343号  
平成25年10月11日

大阪南港野鳥園を存続させる会

代表 高田直俊様

大阪市会議長  
美延映夫



陳情の審査結果について（通知）

件名

平成25年 陳情第355号

大阪南港野鳥園の存続に関する陳情書

平成25年9月4日付で受理しました上記陳情につきましては、平成25年10月10日の市会建設消防委員会において審査の結果、下記のとおり決しましたのでご通知申し上げます。

記

議案第263号を議決の結果、一事不再議の原則により議決を要せず

（ご参考）

平成25年10月10日市会本会議において議案第263号「大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例案」が附帯決議を付して可決されました。

附 帯 決 議

- ・大阪南港野鳥園については、干潟・湿地の環境を保全し、野鳥の観察ができる貴重な環境学習の場として、市民が引き続き利用できるよう施設の機能を維持すること
- ・大阪南港魚つり園については、人命にかかる事故などを防止し、引き続き市民が安心して魚つりが楽しめるよう、ハード・ソフト両面にわたる安全対策を行うこと